

道南ドクターヘリ運航調整委員会運営要領

(目的)

第1条 この委員会は「救急医療対策事業実施要綱（ドクターヘリ導入促進事業）」（平成13年3月9日付け医政第892号厚生労働省医政局長通知）に基づき、ドクターヘリの運航に必要な事項について関係者で検討・協議し、ドクターヘリ事業の円滑で効果的な推進を図ることを目的とする。

(委員)

第2条 委員会は別表に掲げる団体の代表者等（以下「委員」という。）をもって構成する。

(協議事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) ドクターヘリの運航に必要な事項
- (2) ドクターヘリに関わるその他必要な事項

(役員)

第4条 委員会に委員長、委員長代行および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長代行および副委員長は、委員会の了承を得て、委員長が指名する。
- 4 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長代行は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要であると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員会は「ドクターヘリ事後検証部会」等の必要な部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を、市立函館病院に置く。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。